

# 令和7年度 社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名 社会福祉法人 みつわ福祉会(法人番号6140005013449)

監査実施日 令和8年3月4日

文書による指摘事項の有無 有

文書による指摘内容 改善状況

## 1 理事会の決議について

改善済

令和7年5月24日開催の理事会(理事9人中、5人が出席)の第13号議案において、特別監査にかかる求償額について決議しているが、この際、利害関係人である理事が退席しているため、理事8人中、4人が出席している状態だった。

定款第26条では、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席する必要があるが、この議案においてはそれを満たしていないため、次回の理事会において再度同議案を諮ること。

## 2 拠点区分間繰入金支出について

改善済

令和6年度決算において、指定介護老人福祉施設拠点区分からケアハウス拠点区分に対し、拠点区分間繰入金支出を行っているが、指定介護老人福祉施設拠点区分の当期資金収支差額に資金不足が生じている。施設報酬(指定居宅サービス事業等を含む)を主たる財源とする資金の繰入れは、他の社会福祉事業等への資金の繰入れの場合、事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲に限られるものである。については、繰入が認められない範囲を精査し、繰入元の拠点区分に戻入すること。

令和8年6月16日現在